

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白井市長 笠井 喜久雄
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	白井市 (122327)	
地域名 (地域内農業集落名)	神々廻地区 (神々廻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地を所有している地権者のほとんどが高齢になり、農業を進めていくことが困難な状況の中、後継者のいる梨園については、梨の栽培を続けている。しかし、該当地は広い範囲で住宅地に隣接し、農業を行うのも困難な状況である。
地域の農地を活用するためには、地権者が中心となり、土地活用について検討する必要があり、持続可能な農業のあり方を検討する必要がある。また、持続可能な観点では、猛暑による作物への影響、農薬や農作業中のエンジン音による近隣への影響等、農業を続けていく上での環境面も重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

梨を主要作物とし、認定農業者等に集積をすすめるとともに、耕作されない土地が耕作放棄地となっている状況を踏まえ、地権者が主体となり将来の土地の活用についても含め話し合いを継続する。また、高齢化、後継者がいない等の理由でリタイアしてしまう人と神々廻地区で耕作したいという思いがある人のマッチングを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	177.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
一部耕作条件が悪い農地については、荒廃地となっている箇所があり、その箇所については保全等も含め引き続き検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業を継続する担い手へ集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作が難しくなった場合には中間管理機構へ登録を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については必要性が生じた際に検討行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人経営体だけでなく法人なども担い手として受け入れるなど、持続できる体制について取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協だけでなく、農業法人など広く効率化が期待できる事業者と積極的に連携していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、鳥獣被害が増加していることから、箱わな等を活用し鳥獣被害防止に努めていく
(協議の場に講師を招き講習を受けるなど、より効果的・効率的に対策を講じていく。※第1回をR8.1.29に開催)

③スマート農業の実証実験ほ場として活用されている水田があることから、引き続き協力していくとともに、農作業の省力化を目指しスマート農業の導入について検討していく

⑤果樹(梨)栽培については、営農継続できるよう地域ぐるみで支援していく

⑦遊休地等が増加することで農地の荒廃が進むことから、農業者だけでなく地域全体で管理できるよう、組織体制を検討していく